

特定非営利活動法人 ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金  
理事の構成に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金（以下、「法人」という）の会計処理に関する基準を定め、法人の活動や財産の状況を明らかにして、法人の安定的な運営と活動内容の向上を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の構成

(理事の構成)

第3条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

第3章 補則

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年7月9日から施行する。(令和6年7月8日理事会決議)